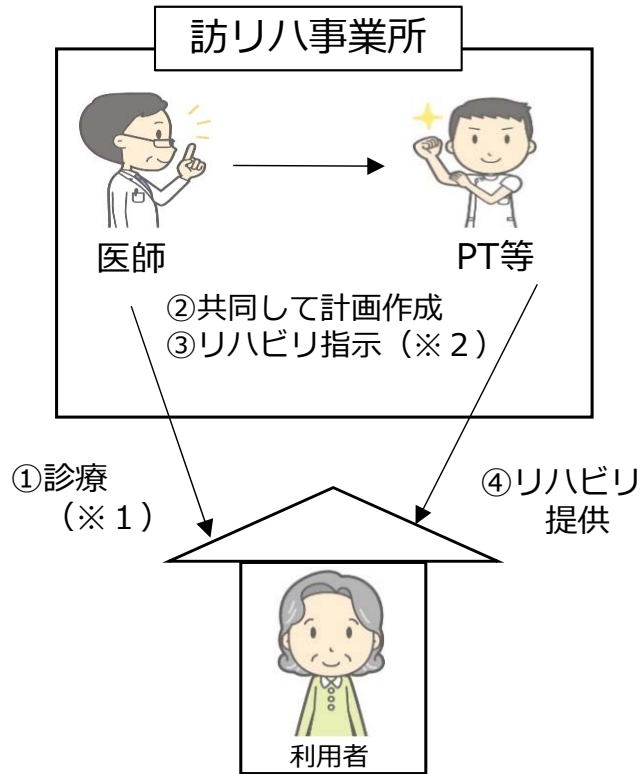


# 別紙「事業所の医師の診療等による訪問リハビリの提供パターン」

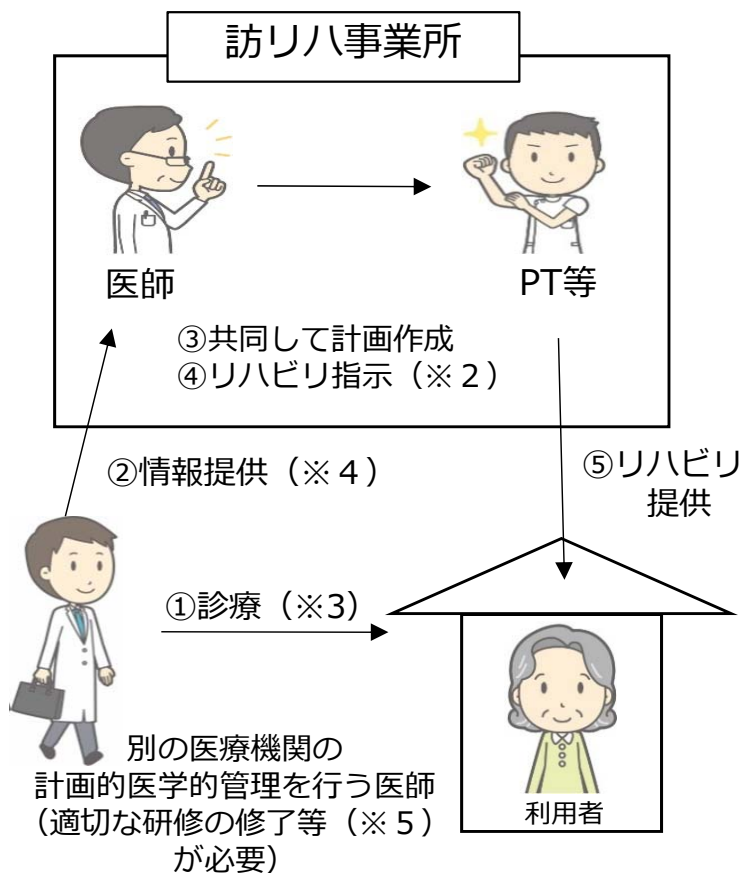
## Aパターン

事業所の医師が診療する場合



## Bパターン

事業所の医師がやむを得ず診療を行わない場合



## Cパターン

利用者によって  
A B 両パターンで提供

## Aパターン

+

## Bパターン

- ※1 利用者宅を訪問して行うものの他、利用者が事業所を訪れて行うもの（当該事業所が医療機関である場合の外来受診の機会や、通所リハ事業所である場合の通所の機会を捉えて、計画作成に必要な診療を行うもの等）でも可。
- ※2 詳細な指示等の要件を満たせば、リハビリマネジメント加算が算定可能。
- ※3 利用者宅を訪問して行うものの他、利用者が当該医療機関を訪れて行うもの（外来受診の機会を捉えて行うもの等）でも可
- ※4 リハビリマネジメント加算のリハビリ計画書による情報提供。
- ※5 「適切な研修の修了等」とは、日本医師会の「日医かかりつけ医機能研修制度」の応用研修が該当。（改定に関するQ&A Vol.1 問60 参照）